

(2) 出店条件

申込み時点で、以下の条件を満たしていること。

※出店申込書及び(5)添付書類に事実と異なる場合や不備がある場合は、刈谷アニメ collection 事務局及び刈谷市商店街連盟で審査し、出店をお断りする場合があります。

- ①刈谷市商店街連盟加盟店かつ刈谷市観光協会会員であること。
- ②申込時に、刈谷市商店街連盟（露店営業研究会）の公式LINEアカウントを友達登録すること。 ※出店に関する連絡手段として使用するため
- ③販売品目等は、原則として、市内実店舗または事業所の事業内容に関するものであること。
- ④飲食物の販売の場合は、市内に実店舗または事業所を有し、当該店舗で食品営業許可を受けていること。
※食品営業許可申請中（開店準備中等）は、出店できません。
- ⑤飲食物の販売品目は、衣浦東部保健所で食品営業を受けられる露店品目に限ること。
- ⑥移動販売車による販売は、④に加え、過去1年間で市内での販売実績を有すること。
- ⑦販売行為を行ったことに起因して生じた損害を賠償するための保険に加入していること。
- ⑧暴力団及びその関係団体との関係を有しないこと。
※刈谷警察署に出店者名簿を提出し、照会をかける場合がありますので、予め了承ください。
- ⑨刈谷アニメ collection 参加者へ特典を付与すること。

刈谷アニメ collection 参加者が品物を購入した際に、割引サービス等の特典付与をお願いします。コスプレイヤーとカメラマンには当日リストバンドを配付しますので、当日は、リストバンドの提示により参加者を特定してください。後日用としては、参加者へ別途『後日特典券』を配付します。特典内容は、アニメ collection の当日配布チラシや公式HP、SNS等にてPRします。

【特典内容】 Aは『リストバンド』掲示、Bは『後日特典券』掲示

- A 当日特典：当日「アニコレスペシャルメニュー」などの特典 **※必須**
(例：生ビール・唐揚げセットを1,000円で販売(通常1,200円))
- B 後日特典：11月30日(土)まで、実店舗で受けられる特典 **※任意**
(例：後日店内飲食時にソフトドリンク1杯無料)

(3) 募集区分及び出店料

| 募集区分 | テントブース出店 | 移動販売車 |
|-------------|---|---|
| 募集数 | 8店舗 | 3店舗 |
| 出店場所 | みなくる広場 | きたくる広場 |
| 出店料 | 1ブース(小間) 11,000円 →出店ブース(小間)料 10,000円、事務手数料 1,000円 | |
| ブース(小間)の大きさ | 間口 3.6m×奥行 2.7m×高さ 1.85m~2.8m | 間口 5m×奥行 3m 車両 W5m 以内×D1.8m 以内 (車両外調理やテント・タープ等による飲食等スペース確保は不可、車両の大きさで出店場所調整有) |
| ブース設営者 | 主催者 | 出店者 |
| 主催者準備品 | ブース表示板(0.2m×1.2m)、横シート幕3方、照明用蛍光灯2本(20w)、電源(最大1,000W)※ | ブース表示板(0.3m×0.9mスタンド式)、電源(最大1,000W)※ |
| オプション備品(税抜) | 机(900×1800)1台2,000円、机(600×1800)1台1,800円、机(450×1800)1台1,500円、折畳椅子1脚500円、電源500W追加毎に2,500円、ブース下養生シート※(2重、5.4m×3.6m、処分費含む)6,000円、コンパネ(0.9m×0.9m)1,000円 (後日、会場設営業者から申込者へ直接請求します。) | |

※電源は、主催者で一括管理します。(自社所有等の発電機は、持込禁止)

(4) 申込方法

「刈谷アニメ collection2024 出店申込書」に必要事項を記入し、(5)の添付書類とともに、**刈谷あきんどぶら座**へ直接提出してください。

※申込み後の募集区分の変更は、不可

※申込み後に**出店品目**を変更する場合は、**10月8日(火)**の出店者説明会終了時までには必ず刈谷市商店街連盟事務局へ連絡してください。

※「刈谷アニメ collection 2024 出店申込書」は、刈谷市商店街連盟ホームページからダウンロードしてください。(刈谷あきんどぶら座にも用意しています。)

※同一経営者の店舗または同系列店舗で複数のブース申込みは、原則不可としますが、出店スペースに空きがある場合には申込みされた方に調整をお願いする場合があります。

※8~10の注意事項を必ず確認の上、お申込みください。

(5) 添付書類

- ・「食品営業許可証」の写し
- ・市内実店舗の「食品営業許可証」の写し（移動販売車は不要）
- ・「保険証券」の写し（前述2（2）出店条件に記載の保険）
- ・販売車の「車検証」の写し（移動販売車のみ必要）
- ・誓約書

※上記の営業許可申請等に係る費用は、出店者負担となります。

※調理する品目が多数の場合、当協会から保健所へ確認し、品目を削減していた
だく場合があります。品目数についてご不明な点等は、事前に保健所に相談の
上、お申込みください。

※新規に食品営業許可証を取得し、申込期限までに提出できない場合は、**10月
8日（火）**の出店者説明会終了後までに、刈谷市商店街連盟事務局まで提出し
てください（FAX又は郵送可）。提出のない事業者は、出店をお断りする場合
があります。

※食品営業許可証の営業所の名称等が出店者と異なる場合は、出店をお断りする
場合があります。

※申込期限までに保険証券の写しが用意できない場合は、保険申込書の写しでも
可としますが、この場合、後日、保険証券の写しを別途ご提出いただきます。

(6) 申込期限 **令和6年9月25日（水） 午後4時 ※必着**

3 依頼事項

チョイスPayを導入している方は、支払時にチョイスPayのPRをお願いします。
チョイスPayを導入していない方は、導入をご検討ください。
チョイスPayの詳細は、市HP（ページID：1009824）をご確認ください。

4 出店者の決定

刈谷市商店街連盟事務局で書類審査の上、決定します。申込者多数の場合の抽選
は、9月26日（木）10時から行います。結果は、申込者全員にLINEで通知
します。

また、出店場所は、10月8日（火）出店者説明会において抽選で決定します。

なお、出店可となった方には、合わせて出店料支払いのご案内をしますので、出
店者説明会においてお支払いください。出店者説明会当日にお支払いいただけない
場合は、出店できません。

※出店料についての詳細は、「9 出店料の取扱いについて」を参照してください。

5 出店者説明会

出店者説明会には、必ず現場責任者の出席をお願いします。出席いただけない場合は、出店をお断りします。時間厳守をお願いします。

- (1) 日 時 令和6年10月8日(火) 午後2時から
- (2) 場 所 刈谷市商店街連盟 あきんどぷら座
- (3) その他 食品を扱う方 保健所から食品営業についての説明及び質疑応答がありますので、ご不明な点等は必ずご確認ください。

6 出店料の支払い

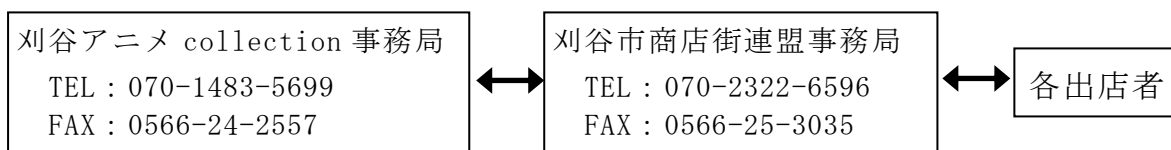
出店者説明会で、お支払ください。なお、お釣りのないようご準備ください。

※出店料は、原則返金いたしません。詳細は、「9 出店料の取扱いについて」を参照してください。

※出店者説明会当日にお支払いいただけない場合は、出店できません。

7 連絡網について

開催前の連絡事項や開催期間中のトラブルの際の連絡網は、下記のとおりです。



8 出店に関する注意事項

- (1) 当日は、必ず主催者の指示に従い、出店申込書に記載の現場担当者を1人以上会場内に常駐させ、緊急時に対応できるようにしてください。
- (2) 展示、販売及びPRは出店場所内のみで行い、出店場所以外での広告、宣伝、販売などの行為は、禁止します。
- (3) 火気の使用については、別紙「火気取扱い注意事項」を厳守してください。違反することがあれば、ただちに撤収していただきます。
- (4) 飲食物を販売する場合は、出店場所が油などで汚れないように、出店者によりブース下(売り場含む)及び移動販売車下にビニールシートを2重で敷く等配慮をお願いします。万一汚した場合は、出店者で清掃するなど対応をお願いします。なお、汚れが清掃されていない場合などは、清掃費用を請求させていただきます。
- (5) 調理に火気器具等(電磁調理器を含む)を使用する場合は、業務用消火器の設置が義務付けられていますので、必ず用意してください。

- (6) 市内店舗のPRを目的としていますので、店舗名を記載した看板は、必ずすべての文字が見られるよう目線より上に掲示し、商品看板やのぼり等で隠れたりしないようにしてください。
- (7) 申請書類に虚偽の内容が含まれていた場合は、出店をお断りします。
- (8) 当日開催前に事務局が、各ブースの巡回を行います。申込品目以外のものの販売、使用禁止の機械等を使用していた場合は、販売を中止していただきます。
- (9) 割り当てられた小間の一部又は全部を譲渡又は貸与していることが発覚した場合は、ただちに撤収していただきます。
- (10) 公序良俗に反するもの並びに射幸心を煽るもの(射的・輪投げ)及び「くじ」の類は、全面禁止しています。これらを行っていた場合は、ただちに撤収していただきます。
- ※禁止事例
- ・有料での射的・輪投げ
 - ・1等、2等などがあり、何がもらえるかはっきりしない。
 - ・サイコロを振り、出た目の商品がもらえる。
 - ・料金を払い、好きな番号を言ってその中にある商品をもろう等
- (11) 開催期間中の商品の保管は、出店者の責任において行い、ブース内で発生したゴミは必ず出店者が責任を持って処分してください。ブース内に放置してあったり、ゴミステーションに持ち込まれたりした場合は、処理費用を請求させていただきます。
- (12) 出店にかかる盗難・紛失は、刈谷市観光協会及び刈谷アニメ collection 事務局は一切責任を負いませんので、夜間も含め出店者の商品、備品、貴重品等は出店者の責任で管理してください。
- (13) 出店者の故意・過失により事故等があった場合は、出店者の責任において対処してください。
- (14) 営業終了時刻は、午後7時を予定しています。この時間に必ず営業を終了していただくよう時間厳守をお願いします(刈谷市商店街連盟事務局にて電源を一括管理します)。
- (15) 車両出店の場合、きたくる広場内に駐車する際、必ずタイヤ下に養生をお願いします。点加重にならないようにご配慮ください。
- (16) 出店者の方は、点字ブロック上に駐車したり、点字ブロックの上に荷物を置いたりしないようご注意ください。
- (17) ブーステント及びキッチンカー内は、喫煙を禁止します。喫煙は、電子たばこ、加熱式たばこ等も含め、指定の場所をお願いします。なお、刈谷駅周辺は路上喫煙禁止区域に指定されていますので、ご注意ください。

9 出店料の取扱いについて

出店料は、原則返金いたしませんが、災害等緊急時の取扱いについては次のとおりとします。

- (1) **開催当日**に、災害、荒天等により中止または時間短縮を決定した場合
→出店料は、返金いたしません。
- (2) 出店料徴収後から**開催前日**までに、災害、荒天等にて刈谷市観光協会が中止を決定した場合は、出店ブース（小間）料10,000円を返金いたします。

10 出店におけるペナルティについて

本要項記載のルール遵守の徹底のため、刈谷市商店街連盟にて、チェックシートを用いてチェックを実施します。その結果、違反事項がある場合、後日、刈谷市商店街連盟等で募集要項等に基づき審査を行い、減点または注意を課します。

ペナルティ

刈谷市観光協会主催の催事（刈谷桜まつり、刈谷わんさか祭り及び刈谷アニメcollection）でチェックを実施し、減点が累積2回となった場合は、刈谷市観光協会主催の催事への出店を1年間禁止します。また、注意が累積3回となった場合は、減点1とします。なお、ペナルティは、減点・注意に関わらず、それぞれ指摘を受けた時から、3年経過後に消滅するものとします。

11 出店時について

食品を販売する場合は、祭り当日に「食品営業許可証」を見やすい位置に掲示し、「営業設備の概要」の写し（出店許可品目の分かるもの）を店舗内に携帯して営業してください。

12 荷物等の搬入・搬出について

- ・搬入・搬出用車両は、所定の時間内に限り、会場内に乗入れることができます。
搬入：25日（金）16時～19時、26日（土）7時30分～9時
搬出：26日（土）19時30分～20時30分
- ・車両は、所定の場所に駐車してください。（説明会で案内します。）
- ・会場内外の既存施設を損傷した場合は、出店者の責任で原状回復してください。

13 申込先・連絡先

刈谷市商店街連盟事務局（刈谷あきんどぷら座）

所在地 刈谷市広小路5丁目46番地 〒448-0844

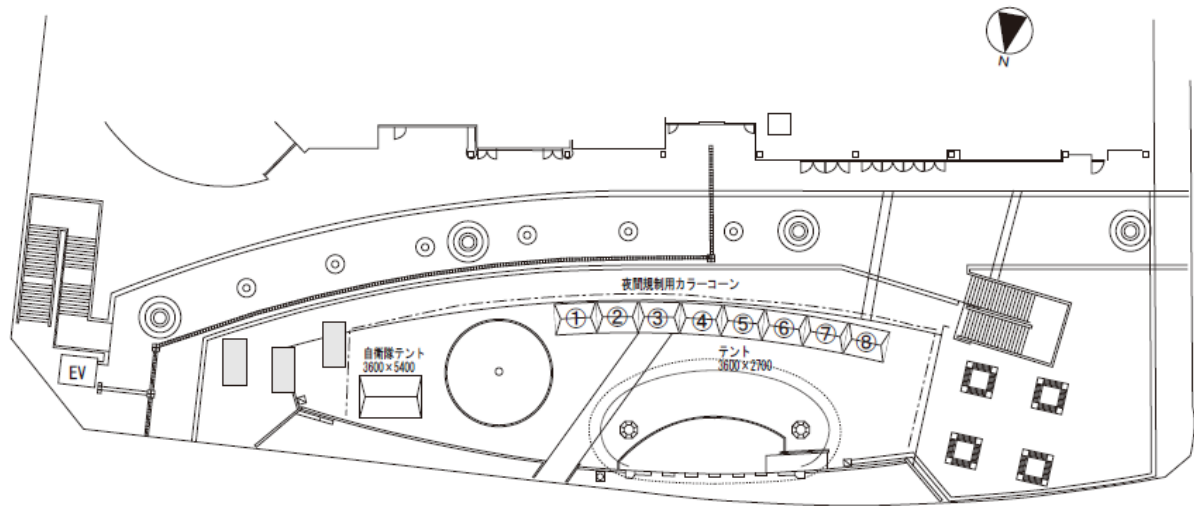
電話 0566-25-3015

FAX 0566-25-3035

■定休日 土・日・祝日 ■営業時間 午前9時～午後4時

刈谷アニメ collection2024 出店配置予定図

○みなくる広場（8店舗）



○きたくる広場（3店舗）

